

政治資金残りあと

10,649円

情報公開の第一歩 政治資金を見えるようにします。

前回までの残高	30,890円
印刷代（ビラ印刷代）	20,462円
交通費（駐車場、燃料代）	2,779円
通信費（携帯電話）	0円
寄付 アカワ様	-3,000円
合計 02/8/5～02/9/1	20,241円
寄付は、さがみ信用金庫 大田支店出張所 普0051228 武松政策研究会 武松忠 まで	

市政を考える

月刊武松

発行日
02/9/2

第36号

たけまつ ただし

頒布責任者：武松 忠

武松政策研究会

議員定数は30名へ！？

議員定数検討委員会が定数30名と議長へ報告！

不親切な自治会総連合の議員定数のアンケート（市は一切関与していません。）が配布され、多くの皆さんが混乱しているようですが・・・

議会では、小田原市市議会議員定数検討委員会を設置し、昨年9月より定数に対する検討をしてきました。その直接の根拠は、地方自治法改正に伴うものです。

現行では、地方自治法で以下のように規定されています。

第91条

1 市町村の議会の議員の定数は、次の通りとし、人口30万以上50万未満の市にあっては人口10万、人口50万以上の市にあっては人口20万を加えるごとに各々議員4人を増し、100人を以て定限とする。

人口20万以上30万未満の市 44人

2 前項の議員の定数は、条例で特にこれを減少することができる。

これまで小田原市議会では、議員の定数を減少する条例で定員を12名減の32名としていました。

平成15年1月1日から地方自治法が一部改正され以下ようになります。

第91条（市町村議会の議員の定数）

1 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。
2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

人口20万以上30万未満の市 38人

そのため議員の定数を減少する条例を廃止し、新たに小田原市の場合定員38人以下で、定員を定める条例を平成15年1月1日までに制定する必要があります。

その新たな条例制定に伴い、定員についても再検討するために、議長の諮問機関として各会派から1名の委員で構成される小田原市議会議員定数検討委員会が設置されました。

検討委員会の中では、「減らすべきだ」とか「現状維持にすべきだ」と最近まで激論が交わされていましたが、1年間8回の審議の結果、8月26日に委員会の結論として、賛成多数で定数を30人（現行より2名減、法定上限より8名減）とすることに決定し、議長に報告しました。

今後は9月の定例会で議案提出され、本会議場で採決される予定です。

個人的には、人数の問題というよりも質の問題だと思います。間口が狭くなると、若い候補が出にくくなるのは、市民にとってプラスとは言えないと思います。

おいしかった！臭かった？

子供がオーシャンクルーズに行ってきました。その第一声が「おいしかった！」「臭かった！」

親と離れた集団生活で、少しは成長したのかと期待したのですが・・・第一声には驚いてしまいました。

おいしかったは、もちろん日本丸の食事ですが、臭かったは、同室の子の足の匂いだったそうです。あまりの匂いにドアを開けると他の部屋からも「臭い！」と・・・内面で成長している事を期待してます。

オーシャンクルーズ：数回の事前研修後、日本丸に乗って2泊3日の洋上研修をします。（全600名）市予算：約2200万円 個人負担：1人4万円

あと7ヶ月!?

先月に引き続き選挙違反を紹介します。

飲食物の提供の禁止

陣中見舞いとして候補者などに飲食物を提供する場合も「選挙運動に関する」もので禁止される。

選挙事務所開きに支援者が清酒やビールなどを提供することも違反である。菓子折り1箱、みかん1袋等と個人献金は認められている。

年賀状等のあいさつ状の禁止

候補者等が、その選挙区内にあるものに対して、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類する挨拶状（電報類も含む）は、常時禁止されている。

唯一の例外は、返礼のための自筆によるもののみである。相手からのあいさつ状が無いのに一方的に自筆のあいさつ状を出すことはできない。

立候補予定者や議員は、年賀状を出す事さえ許されていません。

The Voice 今までに頂いたご意見から

障害者福祉の仕組みが変わるのですが・・・？ 市内在住 50代

平成15年4月より、障害者福祉が*¹措置制度から*²支援費制度に変わりますが、措置の実績作りのためか、わかりませんが、今年に入って急にサービスが増えている方がいます。本人の状況が変わっていないにもかかわらずです。支援費制度に変わる事は、措置制度のもとで行われたサービスの実績が、そのまま支援費制度で反映されるのでしょうか？ 限られた予算の中で特定の人のサービス量だけが、増えそのしわ寄せで他の障害者のサービス量低下にならないか心配です。

*¹措置制度：行政が行政処分によりサービスの内容を決定した上で、事業者 서비스에サービスの提供を委託し、その費用について措置委託費として負担をします。

*²支援費制度：利用者が契約に基づいてサービスの提供を受け利用料を支払うことになりますが、その費用について、支援費という公的助成を受けることができます。

障害者福祉も介護保険のように、措置から契約に変わります。この変更のポイントは、

- ・ 障害者が、自らサービスを選択し、施設や事業者と契約を結びサービスを利用します。
- ・ 市は、一人ひとりが利用することのできるサービス量の決定を行います。
- ・ 利用者負担がある場合は、事業者・施設に利用者負担分を直接払います。市はかかった費用から、利用者負担分を引いた残りの額を事業者・施設に対し支払います。
- ・ 支援費制度によるサービスを受けるには、県の指定を受けた事業者・施設と契約しサービスを受けることが必要です。
- ・ 県は利用者が安心して質の高いサービスを受けられるように、事業者・施設の指導・監督を行います。

今回の改正は、利用者が業者を選ぶ事ができる＝悪いサービスの業者は淘汰される という仮定のもので、また、市がサービス量を決定しますが、**前年度実績は参考にするものの、量を左右するものではありません。**ただし国の決定が遅れており、まだ料金等明確になっていません。介護保険のようにケアマネージャーがいる訳でもありませんし、**基本的に申請主義**です。本人の責任において選ぶという自立の面から見れば好ましい事かも知れませんが、ただ個人的には、介護保険のように施設入所希望者が急増しそうな気がします。

(武松)

武松政策研究会 月例勉強会のお知らせ

日 時：10/19(土) 18時～20時

場 所：市民会館6階 第1多目的室

テーマ：「合併を考える2」

小田原青年会議所が作成したビデオを基に合併についてディスカッションします。どなたでも自由に参加できます。参加費100円

URL <http://www6.airnet.ne.jp/takematu/>

I-mode <http://www6.airnet.ne.jp/takematu/i.htm>

寄付は、ジャパンネットバンク 本店 普通口座 7941377 タケマツタダシでも受付けております。

月刊武松は**本人が配布**しているため、行き届かないところがありますが、読み終わりましたら知合いの方にお渡しいただくと幸いです。また、eメールでも送付していますので連絡下さい。

